

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年12月

垂水市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	19
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
第6	その他	34
別紙1		35
別紙2		36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 垂水市は、大隅半島の西北部、鹿児島湾に面するほぼ中央部に位置し、鹿児島広域都市圏と大隅地域を結ぶ海上陸上交通の要衝都市としての役割を果たしながら発展してきた。

本市の面積は、162.12 k m²、海岸線は約 37 k m で市域の大半は東部の高隈山を中心とする山岳地帯であり、その麓から海岸線にまで広がるシラス台地と海岸線や諸河川の流域の沖積平野に区分できる。平坦地は、高隈山地に源を発する諸河川の流域で形成され、なかでも本城川下流域部に広い平野が形成されている。

農業の形態は、温暖な気候を活かした、園芸、畜産を中心とする複合経営が主体であるが、昭和 50 年代以降は、桜島降灰対策の防災営農対策事業によって導入されたビニールハウス等を利用した、いんげん、きぬさやなどの施設栽培が盛んとなっている。

今後は、露地栽培や畜産等を中心に規模拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を営む担い手農家と、高齢農家、兼業農家との間で、農地の賃借、労働力の提供、農業機械の効率的活用等においてその役割分担を図りつつ、地域ぐるみで農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 垂水市の農業構造については、昭和 30 年代後半からの過疎化とともに高齢化、兼業化によって農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、特に最近では担い手不足が一層深刻化している。

また、こうしたなかで、農地の資産的保有傾向が依然強く、高齢者や兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進展していない状況にある。

しかし、昭和 48 年から実施されている県営圃場整備事業等により、土地基盤の整備が進み、今後、農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である本市は、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部荒廃農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 垂水市は、このような農業構造の現状及び将来の見通しを踏まえ、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとして、将来農業を担う若者が選択し得るよう概ね 10 年後の農業経営の展開の目標を明らかにし、担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等も含めた意欲ある多様な農業者の、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指し

て経営改善に取り組む農業経営^(注1)を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及び周辺市町の優良な経営の事例等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者が、地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者一人当たり370万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(注1)「担い手」(効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営)とは、次の4の(3)に示す認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者を指す。

4 垂水市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 垂水市は、鹿児島きもつき農業協同組合、農業委員会、大隅地域振興局農政普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、垂水市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して垂水市農業再生協議会が主体となって経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による規模拡大に意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第101号)第2条第2項の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(3) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育

成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者及び法第23条第4項に規定する特定農業法人。）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」^{（注2）}に同じ。）に加え、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者に対し、経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、地域の実情に即した地域営農の仕組みづくりを推進し、経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするように指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、大隅地域振興局農政普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

（注2）集落営農経営は、集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱のIVの第1に規定する集落営農をいう。）及び特定農業団体（法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）。

（4）生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び経営の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、本市は全域が中山間地域であり農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女

性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(5) 法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に施策されるよう努めることとし、垂水市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力をもとめつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(6) 地域の面的な広がりを対象とした事業実施にあたっては当該実施地域において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 垂水市は、垂水市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、先進的大規模経営を目指す農業者に対しては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、指導チームを設置し、日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、農協、銀行等金融機関の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、新規の集約的作物導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、農業生産方式や経営管理の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

垂水市の令和 2 年度の新規就農者は 0 人であり、ここ数年は減少傾向となっているが、従来からの基幹作物である、さやいんげん・きぬさやえんどうの産地として生産

量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保する必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、垂水市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人材の確保

農業就農人口の減少に対応し、農業が持続的に発展していくため鹿児島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

地域において優良な経営を確立している事例を踏まえながら、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たりで2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ認定農業者の所得目標の5割程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた垂水市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項)による紹介、技術・経営面については大隅地域振興局農政普及課や地域連携推進員、鹿児島きもつき農業協同組合、垂水市農林技術協会等が重点的な指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の 指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に垂水市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、垂水市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 [個別経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	
施設野菜 I	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	さやいんげん(促成加温) 0.2 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(半促成) 0.1 ha	動 噴	・温度、養水分管理による品
	さやいんげん(ハウス抑制) 0.1 ha	管理機	質及び単収の向上
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.2 ha	ビニールハウス(0.4ha)	・雇用の確保と省力化技術の
	さやいんげん(露地抑制) 0.1 ha	暖房機	検討
〈経営面積計〉 0.7 ha	自動開閉装置他	・適期、適正防除の徹底	
		・省エネ技術の検討	
施設野菜 II	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	果菜類(きゅうり等) 0.2 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	(0.6 ha)	動 噴	・温度、養水分管理による品
	さやいんげん(露地抑制) 0.2 ha	管理機	質及び単収の向上
	〈経営面積計〉 0.4 ha	ビニールハウス(0.2ha)	・計画的なハウスの導入
(0.8 ha)	暖房機	・適期、適正防除の徹底	
	自動開閉装置他	・省エネ技術の検討	
施設野菜 III	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.2 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(露地抑制) 0.1 ha	動 噴	・温度、養水分管理による品
	さやいんげん(半促成) 0.3 ha	管理機	質及び単収の向上
	たまねぎ 0.5 ha	ビニールハウス(0.3ha)	・省力化技術の検討
	〈経営面積計〉 1.1 ha	暖房機	・適期、適正防除の徹底
	自動開閉装置他	・省エネ技術の検討	

営農類型	経営規模	生産方式	
施設野菜 IV	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	メロン(無加温) 0.5 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(露地抑制) 0.3 ha	動 噴 管理機	・温度、養水分管理による品質及び単収の向上
	〈経営面積計〉 0.8 ha	ビニールハウス(0.8ha)	・省力化技術の検討 ・適期、適正防除の徹底 ・省エネ技術の検討
施設野菜 V	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.3 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(半促成) 0.3 ha	動 噴 管理機	・温度、養水分管理による品質及び単収の向上
	〈経営面積計〉 0.6 ha	ビニールハウス(0.3ha)	・雇用の確保と省力化技術の検討 ・適期、適正防除の徹底 ・省エネ技術の検討
花き専作	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	電照菊(11~12月出し) 0.2 ha	選花機	・土づくりの徹底
	電照菊(1~3月出し) 0.2 ha	結束機	・周年生産体系の確立
	電照菊(4~6月出し) 0.4 ha	脱葉機	・雇用の確保と省力化技術の検討
	電照菊(7~9月出し) 0.4 ha	硬質温室(0.4ha) 暖房機他	・適期、適正防除の徹底
〈経営面積〉 1.2 ha		・省エネ技術の検討	
茶専作	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	茶 2.5 ha	茶工場 乗用型摘採機 乗用型中刈機	・土づくりの徹底 ・適期管理による収量の増大と品質の向上
	〈経営面積計〉 2.5 ha	裾切機 乗用型深刈機 乗用型防除機 防霜施設他	・総合的茶園管理技術の確立

営農類型	経営規模		生産方式	
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉	〈その他〉
	極早生温州(無加温)	0.2 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	ポンカン(露地)	0.3 ha	動噴	・適期管理による収量の増大
	不知火(無加温)	0.3 ha	管理機	と品質の向上
	さやいんげん(促成加温)	0.2 ha	ビニールハウス(0.7ha)	・適期、適正防除の徹底
	〈経営面積計〉	1.0 ha		・省エネ技術の検討
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉	〈その他〉
	びわ(無加温)	0.1 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	びわ(露地)	0.3 ha	動噴	・適期管理による収量の増大
	さやいんげん(促成加温)	0.1 ha	管理機	と品質の向上
	さやいんげん(ハウス抑制)	0.1 ha	ビニールハウス(0.3ha)	・適期、適正防除の徹底
	きぬさやえんどう(冬取り)	0.3 ha	暖房機	・省エネ技術の検討
	〈経営面積計〉	0.9 ha	換気扇他	
養豚一貫	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉	〈その他〉
	種雄豚	7 頭	トラック(2tダンプ)	・解放平飼方式
	種雌豚	90 頭	トラック(3tロング)	・分娩回数年2.35回以上
			ホイールローダー	・自動給餌方式
			自動給餌機	・尿、汚水は活性化汚泥処理施設で浄化处理
			バキュームカー	
			高床分娩ゲージ	・衛生対策は衛生プログラムにしたがって予防する
		動噴他		
生産牛専 門	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉	〈その他〉
	生産牛	50 頭	トラック(2tダンプ)	・生産率95%以上を確保
			トラクター(50ps)	・生産性及び産肉能力を重視
			ロータリー	した改良で更新は自家育成
	飼料畑	5.0 ha	(作業幅200cm)	・せり市上場生後8.5カ月齢
			マニユアスプレッダ	・衛生管理、個体管理の徹底
			ブロードキャスタ	・機械の共同利用及び共同作業
		堆肥舎		
		細霧装置		
		ロールベイラー他		

営農類型	経営規模	生産方式	
肉用牛一貫	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	肥育牛 100 頭	トラック(2tダンプ)	・肥育素牛 黒毛和種去勢 9カ月
	生産牛 20 頭	トラック(4tダンプ)	
	飼料畑 8.0 ha	トラクター(35ps)	
		ロータリー(作業幅 200cm)	・肥育期間 19カ月(生後 28カ月齢以内)出荷体重 780Kg
		マニユアスプレッダ	・飼養方式 群飼養で1群4頭
		ブロードキャスト	・衛生管理、個体管理の徹底
		堆肥舎	・生産牛は、50頭規模と同じ
		細霧装置	
		ロールベイラー他	
和牛肥育専門	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	肥育牛 280 頭	トラック(2tダンプ)	・肥育素牛 黒毛和種去勢 9カ月
	飼料畑 11.0 ha	トラック(4tダンプ)	
		トラクター(35ps)	・肥育期間 19カ月(生後 28カ月齢以内)出荷体重 780Kg
		ロータリー(作業幅 200cm)	・飼養方式 群飼養で1群4頭
		マニユアスプレッダ	・衛生管理、個体管理の徹底
		ホイルローダー	
		堆肥舎	
		細霧装置	
		動噴セット他	
肉用牛 + 水稻	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	普通期水稻 2.0 ha	トラック(2tダンプ)	・土づくりの徹底
	生産牛 40 頭	トラクター(50ps)	・ほ場の集団化
	〈作付面積等〉 2.0 ha	乗用田植機(4条)	・裏作は飼料作物(イタリアン)
		自脱型コンバイン(2条)	
		乾燥施設 他	・生産牛は、50頭規模と同じ

営農類型	経営規模	生産方式	
肉用牛 + 野菜	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	さやいんげん(半促成) 0.15 ha	トラック(2tダンプ)	・土づくりの徹底
	にがうり(半促成) 0.15 ha	トラクター(30Ps)	・ほ場の集団化
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.2 ha	動噴	・商品化率の向上
	生産牛 20 頭	ビニールハウス(0.15 ha)	・生産牛は、50頭規模と同じ管理機
〈経営面積〉 0.35 ha	土壌消毒機 他		

(注3) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 [組織経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	
養豚一貫 主たる従事者3名	種雄豚 7 頭	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	種雌豚 100 頭	トラック(2tダンプ)	・解放平飼方式
		トラック(3tロング)	・分娩回数年2.35回転以上
		ホイルローダー	・自動給餌方式
		自動給餌機	・尿、汚水は活性化汚泥処理施設で浄化処理
養豚一貫 主たる従事者5名	種雄豚 17 頭	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	種雌豚 250 頭	トラック(2tダンプ)	・種雄豚 17 頭 種雌豚 250 頭
		トラック(3tロング)	・解放平飼方式
		ホイルローダー	・分娩回数年2.35回転以上
		自動給餌機	・自動給餌方式
	バキュームカー	・尿、汚水は活性化汚泥処理施設で浄化処理	
	秤量機		
	高床分娩ゲージ	・衛生対策は衛生プログラムにしたがって予防する。	
	動噴 他		

営農類型	経営規模	生産方式	
ブロイラー 主たる従事者 3名	年間回転数 7 万羽 4.9 回	〈主な資本装備〉 自動給餌システム 自動給水システム 換気システム 加温システム 細霧装置 揚水工事 動噴セット 他	〈その他〉 ・出荷育成率 96% ・出荷日齢 50 日齢 体重 2.9 kg ・自衛防疫の化 ・飼料 前期 1 kg 後期 3.8 kg ・鶏糞は委託処理 ・衛生対策は衛生プログラムにしたがって予防する。
ブロイラー 主たる従事者 5名	年間回転数 18 万羽 4.9 回	〈主な資本装備〉 自動給餌システム 自動給水システム 換気システム 加温システム 細霧装置 揚水工事 動噴セット 他	〈その他〉 ・出荷育成率 96% ・出荷日齢 50 日齢 体重 2.9Kg ・自衛防疫の強化 ・飼料 前期 1 kg 後期 3.8 kg ・鶏糞は委託処理 ・衛生対策は衛生プログラムにしたがって予防する。
水 稲 主たる従事者 5名	〈作付面積等〉 水 稲 3.0 ha 受託作業 3.0 ha 〈経営面積計〉 6.0 ha	〈主な資本装備〉 トラクター 田 植 機 コンバイン 乾 燥 機 動 噴	〈その他〉 ・土づくりの徹底 ・ほ場の集約化 ・機械の共同利用及び共同作業 ・適正管理による品質及び単収の向上 ・雇用の確保と省力化技術の検討
野 菜 主たる従事者 3名	〈作付面積等〉 さやいんげん 0.4 ha (半促成) さやいんげん 1.0 ha (促成加温) さやいんげん 0.4 ha (露地抑制) 露地野菜 1.5 ha 青果用甘藷 0.7 ha 〈経営面積計〉 4.0 ha	〈主な資本装備〉 トラクター 動 噴 管理機 ハーベスタ ビ ニ ール ハ ウ ス (1.4ha) 暖房機 自動開閉装置	〈その他〉 ・大型農業機械による作業体系の確立 ・記帳による計画的経営管理 ・休日制、給料制の導入 ・社会保険の加入

営農類型	経営規模		生産方式	
果樹 主たる従事者5名	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉	〈その他〉
	マンゴー(加温)	0.5 ha	トラクター	・土づくりの徹底
		0.5 ha	動噴	・温度、養水分管理による品質及び単収の向上
	〈経営面積〉		管理機	
			自動開閉装置	・雇用の確保と省力化技術向上
			ビニールハウス (0.3ha)	

(注4) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事者の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事者の態様等

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事する人の健康や安全を確保するため、作業に適した作業装備(防除衣、防塵マ

スク、イヤーマフ、防振手袋等)を徹底し、機械作業などの安全点検をする。

キ 作業場等に休息室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実を図る。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、垂水市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 〔個別経営体〕

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	
露地野菜 I	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	さやいんげん(露地抑制) 0.2 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.2 ha	動 噴	・温度、養水分管理による
	さやいんげん(露地普通) 0.2 ha	管理機	品質及び単収の向上
	たまねぎ 0.1 ha		・雇用の確保と省力化技術の検討
〈経営面積計〉	0.7 ha		・適期、適正防除の徹底
施設野菜 I	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	さやいんげん(促成加温) 0.1 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.1 ha	動 噴	・温度、養水分管理による
		管理機	品質及び単収の向上
		ビニールハウス(0.1ha)	・雇用の確保と省力化技術の検討
〈経営面積計〉	0.2 ha	暖房機	・適期、適正防除の徹底
		自動開閉装置他	・省エネ技術の検討
施設野菜 II	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	果菜類(きゅうり等) 0.1 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	(0.2 ha)	動 噴	・温度、養水分管理による
		管理機	品質及び単収の向上
		ビニールハウス(0.1ha)	・計画的なハウスの導入
〈経営面積計〉	0.1 ha	暖房機	・適期、適正防除の徹底
	(0.2 ha)	自動開閉装置他	・省エネ技術の検討

営農類型	経営規模	生産方式
施設野菜 Ⅲ	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉 〈その他〉
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.2 ha	トラクター ・土づくりの徹底
	さやいんげん(露地抑制) 0.1 ha	動 噴 ・温度、養水分管理による
	さやいんげん(半促成) 0.1 ha	管理機 品質及び単収の向上
	ビニールハウス(0.1ha)	・省力化技術の検討
	暖房機	・適期、適正防除の徹底
	〈経営面積計〉 0.4 ha	自動開閉装置他 ・省エネ技術の検討
施設野菜Ⅳ	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉 〈その他〉
	メロン(無加温) 0.2 ha	トラクター ・土づくりの徹底
	さやいんげん(露地抑制) 0.2 ha	動 噴 ・温度、養水分管理による
		管理機 品質及び単収の向上
	ビニールハウス(0.2ha)	・省力化技術の検討
		・適期、適正防除の徹底
	〈経営面積計〉 0.4 ha	・省エネ技術の検討
花き専作	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉 〈その他〉
	電照菊(11～12月出し) 0.1 ha	選花機 ・土づくりの徹底
	電照菊(1～3月出し) 0.2 ha	結束機 ・周年生産体系の確立
	電照菊(7～9月出し) 0.1 ha	脱葉機 ・雇用の確保と省力化技
	ビニールハウス(0.4ha)	術の検討
	暖房機他	・適期、適正防除の徹底
	〈経営面積〉 0.4 ha	・省エネ技術の検討
茶専作	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉 〈その他〉
	茶 1.5 ha	摘採機 ・荒茶加工施設に委託加
		防除機 工
	防霜施設	
	〈経営面積計〉 1.5 ha	

営農類型	経営規模	生産方式	
茶 + 野菜	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	茶 0.5 ha	茶工場	・土づくりの徹底
	きぬさやえんどう(冬取り) 0.1 ha	摘採機	・適期管理による収入の増大と品質の向上
	さやいんげん(露地抑制) 0.1 ha	中切機 裾切機 深刈機、防除機 防霜施設他 トラクター	・適期、適正防除の徹底 ・温度、養水分管理による品質及び単収の向上
〈経営面積計〉	0.7 ha	動 噴	
施設果樹	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	極早生温州(露地) 0.3 ha	動 噴	・土づくりの徹底
	不知火(屋根掛け) 0.3 ha	管理機 ビニールハウス(0.3ha)	・適期管理による収量の増大と品質の向上 ・適期、適正防除の徹底 ・省エネ技術の検討 ・極早生温州「かごしま早生」の導入
	〈経営面積計〉	0.6 ha	
果 樹+野 菜 I	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	ポンカン (露地) 0.3 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(促成加温) 0.1 ha	動 噴 管理機	・適期管理による収量の増大と品質の向上
	〈経営面積計〉	0.4 ha	ビニールハウス(0.1ha) ・適期、適正防除の徹底 ・省エネ技術の検討
果 樹 + 野菜 II	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	〈その他〉
	び わ(露地) 0.3 ha	トラクター	・土づくりの徹底
	さやいんげん(促成加温) 0.1 ha	動 噴 管理機	・適期管理による収量の増大と品質の向上
	〈経営面積計〉	0.4 ha	ビニールハウス(0.1ha) 暖房機 換気扇他 ・適期、適正防除の徹底 ・省エネ技術の検討

営農類型	経営規模	生産方式	
生産牛専門	〈作付面積等〉 生産牛 30 頭 飼料畑 5.0 ha	〈主な資本装備〉 パドック型牛舎 分娩・子牛育成舎 堆肥舎 連動スタンション 送風機 トラクター ロールベアー他	〈その他〉 ・生産率 95%以上を確保 ・生産性及び産肉能力を重視した改良で、更新は自家育成 ・せり市上場、生後 8.5 カ月齢 ・衛生管理、個体管理の徹底 ・機械の共同利用及び共同作業
肉用牛 + 野菜	〈作付面積等〉 さやいんげん(半促成) 0.1 ha にがうり(半促成) 0.1 ha 生産牛 10 頭 〈経営面積〉 0.1 ha	〈主な資本装備〉 軽トラ トラクター 動噴 ビニールハウス(0.1ha) 管理機 土壌消毒機 他	〈その他〉 ・土づくりの徹底 ・ほ場の集団化 ・商品化率の向上 ・生産牛は、30 頭規模と同じ
肉用牛 + 水稲	〈作付面積等〉 普通期水稲 2.0 ha 生産牛 20 頭 〈作付面積等〉 2.0 ha	〈主な資本装備〉 トラック(2tダンプ) トラクター(50ps) 乗用田植機(4条) 自脱型コンバイン(2条) 乾燥施設 他	〈その他〉 ・土づくりの徹底 ・ほ場の集団化 ・裏作は飼料作物(イタリアン) ・生産牛は、30 頭規模と同じ

(注5) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事者の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。

- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様等

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事する人の健康や安全を確保するため、作業に適した作業装備(防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等)を徹底し、機械作業などの安全点検をする。
- キ 作業場等に休息室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 ^(注6)	備 考
60%(令和12年度)	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注6) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、担い手の地域における農用地利用面積で農地中間管理事業、利用権設定等促進事業による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積のシェアの目標である。

(注7) 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和12年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、垂水市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引き受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象

者の間の協議・調整を行うため、垂水市農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び垂水市農業再生協議会等が連携して取り組む。

なお、農用地の利用集積の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については次により進めることとする。

- (1) びわ等を中心とした果樹経営が主である北部地区では今後も果樹を中心とした経営を主に農地の確保、集積を図る
- (2) さやいんげん、きぬさやえんどうや水稻を主とした経営を行っている中央地区では園芸を中心とした農地集積を図る。
- (3) 水稻、たまねぎ等の野菜、畜産を主とした経営である南部地区では今後の複合経営を主とした担い手への集積を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

垂水市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、垂水市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

垂水市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業(法第7条)
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 新城、田神、水之上、市木、中俣、海瀨地区の平坦部の水田地域においては、利用権設定等促進事業の推進により、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 市全域にわたり土地条件に恵まれず、山村振興地域、中山間地域に指定されている等農業立地条件が悪いため、今後、地域における話し合い活動を通して農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することで、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

更に、垂水市は、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。))を除く)又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関

し定めるところによる。

- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 垂水市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式により開発事業計画を提出させる。

- ② 垂水市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 垂水市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。

② 垂水市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 垂水市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び届出

① 垂水市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、垂水市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 垂水市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 垂水市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 垂水市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、垂水市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 垂水市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号、以下、「規則」という。)第60条の2各号で定めるところにより、権利の

取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 現状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

垂水市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意は、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることにより足りるものとする。

(9) 公告

垂水市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたとき、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を垂水市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

垂水市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

垂水市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 垂水市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 垂水市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 垂水市は、②の規定による公告をしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を垂水市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 垂水市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 垂水市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の利用者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。垂水市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業及び特例事業(以下「農地中間管理事業等」という)の実施の促進に関する事項

- (1) 垂水市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の

実施の促進を図る。

- (2) 垂水市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

垂水市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を垂水市に提出して、農用地利用規程について垂水市の認定を受けることができる。
- ② 垂水市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであると。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 垂水市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を垂水市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 垂水市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件の

ほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する地区内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 垂水市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 垂水市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大隅地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、垂水市農業再生協議会との連携をはかりつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

垂水市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

垂水市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

垂水市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 垂水市は、遊休農地等これら農用地の有効利用を図るため、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

イ 垂水市は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

ウ 垂水市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 垂水市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

垂水市は、農業委員会、大隅地域振興局、鹿児島きもつき農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、垂水市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、垂水市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 受入環境の整備

大隅地域振興局農政普及課、鹿児島きもつき農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよ

う教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場や農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

垂水市が主体となって大隅地域振興局農政普及課、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、女性農業経営士、鹿児島きもつき農業協同組合等と連携・協力して「巡回指導日誌」等を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために垂水市認定農業者組織「農友会」との交流の機会を設ける。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については垂水市、技術や経営ノウハウについての習得については鹿児島県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては大隅地域振興局農政普及課、鹿児島きもつき農業協同組合、垂水市認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年12月6日から施行する。

別紙1(第5の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規程による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合…法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は 20 年とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 20 年とすることが相当でないとは認められる場合には、20 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第 6 の 3 の (1) によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外の</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき垂水市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
	<p>もので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの1に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。